

野田市観光協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、野田市観光協会と称し、事務所を野田市役所内に置く。

(目的)

第2条 本会は、野田市及び野田市に関連のある付近の観光の開発並びに宣伝紹介を行い、観光事業を通じて野田市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び郷土物産の宣伝紹介
- (2) 観光資源の調査研究及び保存
- (3) 観光諸行事の開催
- (4) 観光思想の普及及び啓発
- (5) 観光施設等の整備及び運営
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する事業所、団体、個人等をもってこれを組織する。

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 会費1口以上を負担する者
- (2) 特別会員 本会の事業に関し特別功労がある者、または学識経験者で会長が推薦する者。

(会費)

第6条 本会の会費は、1口年額1,000円とする。

- 2 会員は、定期総会までに会費を納入しなければならない。
- 3 脱会した会員の会費は、返還しない。

(入会手続き)

第7条 本会に入会するときは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 理事 30人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第9条 会長は、総会において会員のうちから選任する。

- 2 副会長は、総会の同意を得て、会長が会員のうちから選任する。
- 3 理事は、総会の同意を得て、別表に定める規定により選出する。
- 4 監事は、総会の同意を得て、別表に定める規定により選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の役員中補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職により就任したる役員は、公職身分の喪失と共に役員職を失うものとし、あらたに公職に就任したる者が前任者の職に就任するものとする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表して、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事は、重要事項を審議し、会務を掌理する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計を監査するとともに、総会及び理事会に出席して、意見を述べることができる。

(顧問及び相談役)

第12条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問及び相談役任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長が招集し、議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは、副会長が議長となる。

- 2 定期総会は、毎年会計年度終了後速やかに開くものとし、会議は会員の出席者をもって成立する。臨時総会は、会長が必要と認めたときまたは3分の1以上の会員の請求があったときに開催する。

3 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会)

第14条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (3) 役員の選任
- (4) その他重要な事項

(理事会)

第15条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会に委任された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第6章 会 計

(会計)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第7章 基 金

(設置目的)

第18条 野田市の観光事業を推進するため、野田市観光協会運営基金（以下：「基金」という。）を設置する。

2 野田市内に設置する観光案内板等に係る費用に充てるため、野田市観光案内板設置等基金(以下「看板等基金」という。)を設置する。

(管理)

第19条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益金の処理)

第20条 基金及び看板等基金の運用から生ずる収益は、第18条に定める設置目的に充てるものとする。

(繰替運用)

第21条 会長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第22条 基金及び看板等基金は、第18条各号に掲げる設置目的に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

- 1 本会則は昭和31年2月16日から施行する。
- 2 現行会則は、本会則施行とともに廃止する。
- 3 第1回総会は発起人をもって構成する。
- 4 昭和48年3月一部改正。
- 5 昭和59年3月一部改正。
- 6 平成4年2月一部改正。
- 7 平成8年2月一部改正。
- 8 平成15年7月一部改正。
- 9 平成16年3月一部改正。
- 10 この会則は、平成19年2月23日から施行する。ただし、別表の監事の選出規定は平成19年4月1日から施行する。
- 11 この会則は、平成22年2月19日から施行する。
- 12 この会則は、平成24年2月14日から施行する。
- 13 この会則は、令和6年2月27日から施行する。

別表

理事の選出規定

- 1 本会の理事は行政、農商工団体並びに観光関連団体・事業所等から推薦された者をもってあてる。
- 2 上記のほかに会長が特に推薦した者をもってあてる。

監事の選出規定

- 1 本会の監事は、会長が学識経験者の内から選出した者をもってあてる。